

令和8年度滋賀県本庁事務用共通封筒広告募集要項

1 概要

この要項は、令和8年度において滋賀県（以下「県」という。）が調達する本庁事務用共通封筒（以下「共通封筒」という。）の裏面に掲載する企業・団体等の広告を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 広告関係規程

広告の掲載は、「滋賀県広告等事業実施要綱」および「滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載基準」に基づいて行いますので、それぞれの規定事項を遵守してください。

3 共通封筒および広告の規格

別紙1「令和8年度滋賀県本庁事務用共通封筒広告募集に係る仕様書」のとおり

4 募集する広告掲載数等

角形2号の裏面に3枠（広告枠A・B・C）、および長形3号の裏面に3枠（広告枠D・E・F）の計6枠の広告枠を設け、「角形2号裏面（広告枠A～C）」「長形3号裏面（広告枠D～F）」ごとに広告を募集します。また、同一業者による複数封筒、複数枠の申し込みも可能です。

なお、複数枠に申し込み、複数枠での掲載が決定した際には、隣り合う複数枠を合わせた広告とすることも可能です。

5 広告掲載料（1枠あたり）

角形2号裏面（広告枠A～C）	92,000円（消費税および地方消費税を含む。）以上
長形3号裏面（広告枠D～F）	40,000円（消費税および地方消費税を含む。）以上

6 広告の掲載期間

令和8年4月から令和9年3月までの間に印刷発注する共通封筒に掲載します。

共通封筒は、県会計管理局において一括して印刷発注し、本庁の各課室等からの物品請求に基づき交付を行います。その後、概ね令和8年7月頃から令和9年6月頃までの間に使用される見込みですが、在庫状況等により次のようなケースが生じます。

- (1) 前年度以前に調達した旧版の共通封筒の在庫がなくなるまでの間は旧版の共通封筒が使用されるため、広告が掲載された共通封筒の使用開始時期が、令和8年8月以降になる場合があります。
- (2) 令和8年度において調達する広告が掲載された共通封筒は、在庫がなくなるまで使用しますので、令和9年7月以降も使用される場合があります。

なお、本庁各課室等が独自に発注する封筒（共通封筒以外の封筒）には、広告は掲載されません。

7 広告の募集

県のホームページ等で公募することにより行います。

8 応募資格および広告掲載基準

滋賀県広告等事業実施要綱第4条ならびに滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載基準第2条および第3条に定める資格および基準を満たすことが必要です。

なお、広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募する場合

には、広告代理店に加えて広告主が応募資格および広告掲載基準を満たす必要があります。

9 申込方法

広告の掲載を希望される方は、応募締切日までに、持参または郵送により、次の書類を提出していただきます。

- (1) 令和8年度滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（別添1）
- (2) 役員等に関する調書（別添2）
- (3) 法人登記記載事項全部証明書（法人の場合・コピー可）
- (4) 定款、会則およびパンフレットなど事業の概要がわかるもの（コピー可）
- (5) 誓約書兼同意書（別添3）
- (6) 広告デザイン原稿または素案（ラフ案、イメージ図程度でも可）

※複数枠で申し込み、複数枠での掲載が決定した際にはそれぞれの掲載枠で広告デザインを変える予定の場合、あるいは隣り合う複数枠を合わせた広告を希望する場合には、それぞれの広告デザイン原稿または素案を提出してください。

- (注1) 広告代理店が申し込む場合、(2)、(3)、(4)および(5)の書類は広告代理店と広告主の両方の分が必要です。
- (注2) 滋賀県物品・役務および庁舎管理業務に係る競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者、滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関については、イ、ウおよびエの書類を省略することができます。
- (注3) 申込書の提出後、広告掲載を取り止める場合は、別添4「滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載辞退届」を提出してください。

10 申込期間および提出先

(1) 申込期間

令和7年12月17日（水）から令和8年2月6日（金）まで

(2) 申込書の提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県会計管理局管理課エコオフィス係

(注1) 申込書を持参する場合は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

(注2) 郵送の場合は、最終日の午後5時までに提出先に必着とします。

また、封書の表に「広告申込書」と朱書してください。

11 広告掲載の可否の決定

(1) 広告掲載者の適格性および広告内容の妥当性については、「滋賀県広告等事業実施要綱」および「滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載基準」に基づき、滋賀県会計管理局広告等選定委員会において審査します。

(2) 広告掲載に適すると認められる申込者について、「角形2号裏面（広告枠A～C）」「長形3号裏面（広告枠D～F）」ごとに、申込書に記載した1枠あたりの見積額が枠ごとに定められた広告掲載料以上のもののうち、見積額が高い順に、広告主等（広告を実施する広告主または広告代理店をいう。以下同じ。）として決定します。

なお、順位を定める場合において、見積額が同額である申込者が複数あるときは、申込枠数の多い順に、また、申込枠数が同数の場合は公開抽選（くじ）により決定しますが、3枠の空き枠に対し見積額が同額かつ申込枠数同数である申込者が3者以上の場合には1位から3位までの申込者が各1枠ずつ広告主等として決定するものとし、2枠の空き枠に対して見積額が同額かつ申込枠数が同数である申込者が2者以上の場合

には2位および3位の申込者が各1枠ずつ広告主等として決定するものとします。

(3) 広告主等の決定日は、令和8年2月20日（金）とします。

また、抽選の日時および場所は次のとおりです。

・日 時 令和8年2月20日（金）午後2時

・場 所 県会計管理局内執務室

・その他 抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前連絡します。

12 申込者への通知等

(1) 広告掲載の可否は、広告主等が決定次第、申込者全員に通知します。

なお、広告主等として決定した申込者については、前項により定めた順位および他の広告主等として決定した申込者の住所（または所在地）、商号（または名称）および順位を合わせて通知します。

(2) 県が指定する広告掲載位置の中から、前項により定めた順位の第1位の広告主等から順に広告掲載位置を選択するものとします。

(3) 前項により決定した広告主等は、契約締結までに別添4の「滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載辞退届」を提出した場合、辞退できるものとします。

(4) (3)により辞退があった場合、県は、前項第2号の規定により広告主等を追加決定することができるものとします。

13 契約の締結

広告主等を決定したときは、別紙3「広告の掲載に関する契約書」（案）により、速やかに契約を締結するものとします。

14 広告原稿の提出等

(1) 広告原稿は、完全データにて別に定める期日までに県会計管理局あてに提出していただきます。

なお、共通封筒に掲載する広告は、第6項に定める広告の掲載期間中、同一の原稿によるものとし、変更することはできません。

(2) 提出された広告原稿について、当該広告内容が滋賀県広告等事業実施要綱第4条ならびに滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載基準第2条に適合していないと認めたとき、字句等の明らかな誤りがあるとき、およびフォントやレイアウト変更等の必要が生じたときは、県は広告主等に対して広告内容等の修正を求めるものとします。

(1) (3) 広告原稿の作成に要する費用は、広告主等が負担するものとします。

(4) 広告主等は、県会計管理局が共通封筒の印刷を発注する印刷業者との校正作業に協力するものとします。

15 契約の解除等

県は、広告主等が、別紙3「広告の掲載に関する契約書」（案）第6条第1項各号のいずれかに該当するとき、前項の規定による広告原稿の提出を遅滞したとき、またはその他県が広告を掲載することが適切でないと判断したときは契約の解除をすることができるものとします。

なお、広告主等の責に帰すべき事由により契約を解除されたときは、広告主等は、共通封筒の再度の調達費用およびその他広告主等の行為に起因して発生した県の損害を賠償しなければなりません。

16 広告掲載料の請求等

広告主等は、初回発注分の納品後に、県が指定する方法により一括して広告掲載料を納付するものとします。

なお、広告を掲載する共通封筒は、在庫量に応じて令和8年度中に複数回に分けて印刷発注しますので、納品があった都度、広告主等にその実績を報告します。

17 申込みに際しての留意事項

- (1) 「滋賀県広告等事業実施要綱」、「滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載基準」および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。
- (2) 広告の内容に関する一切の責任は広告主等に帰属するものとし、掲載を行った広告等に関し、第三者から、苦情、損害賠償等を受けたときは、広告主等の責任および負担において解決するものとします。なお、広告の内容は県が推奨するものではありません。

18 申込み・問合せ先

滋賀県会計管理局管理課エコオフィス係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4314 FAX 077-528-4920

E-mail ka10@pref.shiga.lg.jp

別紙1

令和8年度滋賀県本庁事務用共通封筒広告募集に係る仕様書

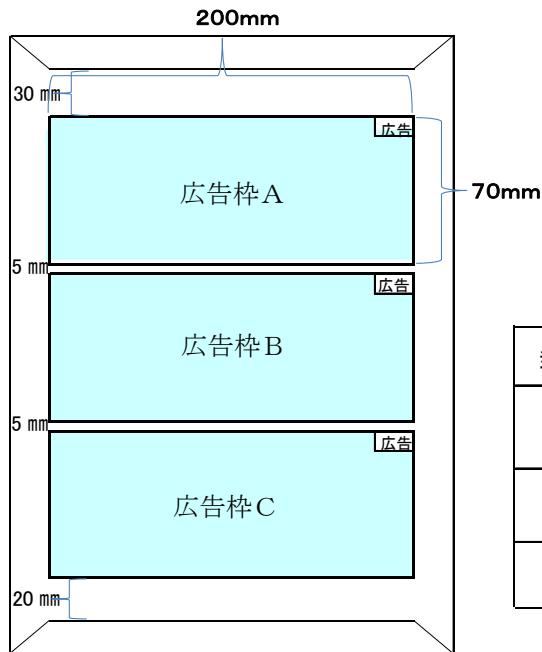
1 広告掲載媒体の概要

名 称	共通封筒 角形2号および長形3号																									
使 途	本庁の各課（室）が、郵送用、資料配布用等として使用します。 ＜参考＞令和6年度の使途																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>一般県民</th> <th>一般企業 一般団体</th> <th>行政機関 関係団体 関係者</th> <th>イベント 等での資 料配布用</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>角形2号</td> <td>18%</td> <td>44%</td> <td>31%</td> <td>7%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>長形3号</td> <td>24%</td> <td>39%</td> <td>34%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 使途は、概ねの使用割合です。</p> <p>(注2) 使用する課（室）および年度により使途が変動します。</p>						対象者	一般県民	一般企業 一般団体	行政機関 関係団体 関係者	イベント 等での資 料配布用	その他	角形2号	18%	44%	31%	7%	1%	長形3号	24%	39%	34%	2%	1%		
対象者	一般県民	一般企業 一般団体	行政機関 関係団体 関係者	イベント 等での資 料配布用	その他																					
角形2号	18%	44%	31%	7%	1%																					
長形3号	24%	39%	34%	2%	1%																					
印刷発注 予定枚数	<p>角形2号約23万枚、長形3号約15万枚 程度</p> <p>(注)毎年度、在庫量を勘案して、年度内に使用する見込み枚数を印刷発注していますが、年度により印刷枚数に変動が生じます。このため、予定枚数を保証するものではありません。</p> <p>＜参考＞過去の共通封筒印刷発注実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>角形2号</th> <th>長形3号</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>200,000枚</td> <td>150,000枚</td> <td>350,000枚</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>180,000枚</td> <td>130,000枚</td> <td>310,000枚</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>250,000枚</td> <td>150,000枚</td> <td>400,000枚</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>220,000枚</td> <td>95,000枚</td> <td>315,000枚</td> </tr> </tbody> </table>						年度	角形2号	長形3号	合計	令和4年度	200,000枚	150,000枚	350,000枚	令和5年度	180,000枚	130,000枚	310,000枚	令和6年度	250,000枚	150,000枚	400,000枚	令和7年度	220,000枚	95,000枚	315,000枚
年度	角形2号	長形3号	合計																							
令和4年度	200,000枚	150,000枚	350,000枚																							
令和5年度	180,000枚	130,000枚	310,000枚																							
令和6年度	250,000枚	150,000枚	400,000枚																							
令和7年度	220,000枚	95,000枚	315,000枚																							
使用期間	<p>令和7年度以前に印刷発注した共通封筒の在庫がなくなってから、令和8年度に印刷発注した共通封筒の在庫がなくなるまでの間。</p> <p>(注)令和7年度以前に印刷発注した共通封筒の使用期間は、各課（室）により異なることになります。</p>																									
印刷発注 の方法・	共通封筒は、在庫量に応じて令和8年4月から令和9年3月までの間にかけて、複数回に分けて印刷業者に発注する予定です。																									

2 募集広告に関する事項

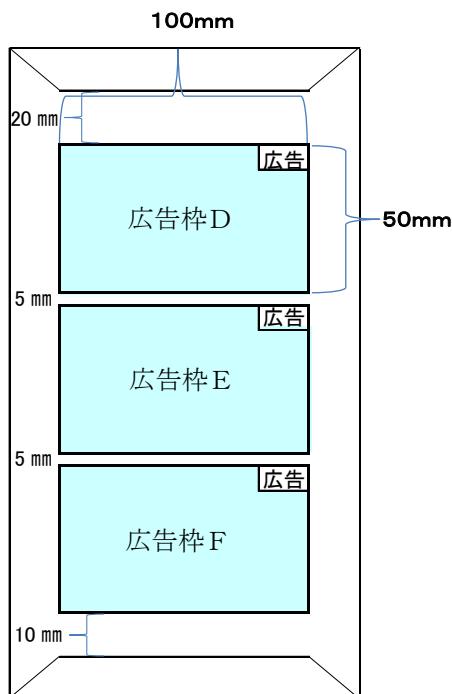
名 称	共通封筒 角形2号および長形3号	
広告の掲載 位置および 規格等	別紙2のとおり (注)採用する広告数により掲載位置を「広告枠B」と「広告枠C」または「広告枠C」のみ等に変更する場合があります。申込時に「広告枠A・B・Cのうち特定の位置」または「広告枠D・E・Fのうち特定の位置」を指定することはできません。	
色 数	2色（県が指定する黒色および青色に限る）	
広告枠	<ul style="list-style-type: none"> ・角形2号の裏面に3枠（A・B・C） ・長形3号の裏面に3枠（D・E・F） <p>(注1)複数枠の掲載が決定した際にそれぞれの広告デザインは異なっても支障ありません。</p> <p>(注2)複数枠の掲載が決定した場合で、当該枠が連続した位置にある場合は、規定サイズの範囲内で複数の枠をまとめて1枠として掲載することも可能です。</p>	
備 考	広告の右上に、角形2号には縦7mm×横15mmの大きさで、長形3号には縦5mm×横10mmの大きさで、広告と表示します。	

別紙2
〈角形2号封筒裏面イメージ〉



封筒サイズ	縦 332 mm × 横 240 mm
封筒用紙	クラフト紙 85g/m ² グリーン購入法適合用紙
広告枠	縦 70 mm × 横 200 mm (A・B・C 同一サイズ)
その他	印刷方法の都合により写真が鮮明に印刷されない可能性があります。

〈長形3号封筒裏面イメージ〉



封筒サイズ	縦 235 mm × 横 120 mm
封筒用紙	クラフト紙 70g/m ² グリーン購入法適合用紙
広告枠	縦 50 mm × 横 100 mm (D・E・F 同一サイズ)
その他	印刷方法の都合により写真は鮮明に印刷されない可能性があります。

(参考)令和4年度発注分の共通封筒

〈角形2号封筒〉 (縦332mm×横240mm)



〈長形3号封筒〉 (縦235mm×横120mm)



※上記県仕様デザイン等は、変更する場合があります。

滋賀県知事 三日月 大造(滋賀県一般会計発行事業者番号 T7000020250007。以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、甲が令和8年度において印刷発注する滋賀県本庁用事務共通封筒(以下「共通封筒」という。)に広告を掲載することに關し、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載媒体
(2) 広告の位置
(3) 広告枠数
(4) 広告の規格
(5) 印刷発注予定枚数
(6) 印刷発注期間
(7) 使用期間

別紙仕様書のとおり

(8) 契約金額 (広告掲載料) 金 円
(うち消費税額等 円、消費税率 10%)

(総則)

第2条 乙は、この契約書および別紙仕様書のほか、滋賀県広告等事業実施要綱（以下「要綱」という。）、滋賀県本庁事務用共通封筒広告掲載基準（以下「基準」という。）、および令和8年度滋賀県本庁事務用共通封筒広告募集要項（以下「募集要項」という。）の定めるところに従い、広告の掲載を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、転貸し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による同意を得た場合はこの限りでない。

(広告掲載料の納付)

第4条 乙は、第1条(8)に定める広告掲載料を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、自己の責めに帰する事由により前項の規定による広告掲載料の納付が遅れたときは、当該期限の翌日から未支払金額を納付するまでの期間の日数に応じ、当該未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて得た金額を遅延利息として、甲の発行する納付書により、甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。

3 納付された広告等掲載料は返還しない。ただし、甲が、特別の理由があると認めたときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告原稿の作成等)

第5条 乙は、乙の責任および費用で掲載する広告の原稿を作成するものとする。

2 乙は、掲載しようとする広告の内容について、甲の指定する期日までに甲の審査を受け

なければならない。

- 3 乙は、広告の内容が法令ならびに条例および規則に違反せず、第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。
- 4 甲は、広告の内容、デザイン等が法令、条例もしくは規則またはこの契約書および別紙仕様書、要綱、基準もしくは募集要項（以下「法令等」という。）に違反し、またはそのおそれがあると判断したときは、いつでも乙に対し広告の内容の修正および原稿の再提出を求めることができる。
- 5 乙は、前項の規定により甲から広告の内容の修正および原稿の再提出を求められた場合にあっては正当な理由がなくこれを拒むことはできない。

（契約の解除）

- 第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 乙が本契約の条項に違反したとき。
 - (2) 乙が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てをし、もしくは申立てを受けたとき、または解散決議があったとき。
 - (3) 手形または小切手の不渡処分を受ける等支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったときまたは差押、仮差押、仮処分、競売もしくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (4) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、共通封筒の再度の印刷費用およびその他の乙の行為に起因して発生した甲の損害を賠償しなければならない。
 - 3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求をすることができない。

（誓約）

- 第7条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、前条第1項第4号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別添誓約書のとおり誓約するものとする。

（損害賠償等）

- 第8条 乙は、本業務の処理に当たり、この契約およびこの契約に基づく甲の指示に違反し

て、甲または第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、掲載した広告に関し、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任および負担において解決しなければならない。

(守秘義務)

第9条 甲および乙は、本契約の履行に当たり知り得た一切の事項について、秘密扱いとし、理由の如何を問わず他人に開示または漏洩してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第10条 乙は、この契約の履行にあたり第6条第1項第4号アから力に該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この契約に定めるもののほか、広告の設置に関して必要な事項は、要綱、基準、および募集要項その他関係規定の定めるところによるものとする。

(裁判管轄)

第12条 この契約による広告掲出に関する訴訟等の管轄は、滋賀県庁の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約書に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事　三日月　大造

乙　住所
氏名

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。